

自動車リース契約約款

第1条(リース契約)

甲は、この契約の定めるところにより、表記(1)記載の自動車(以下、自動車という。)を乙にリース(貸渡)し、乙はこれを借り受けます。甲及び乙は、この契約の履行にあたっては、道路交通法、道路運送車両法、自動車の保管場所の確保等に関する法律等の諸法令を遵守します。

- 甲及び乙は、甲を自動車検査証、もしくは軽自動車届出済証、標識交付証明書あるいはそれらに準ずる官公庁発行の書面(以下、自動車検査証等という。)上の所有者、乙を自動車検査証等上の使用者として自動車を登録及び検査・申請することに合意します。
- この契約は、この契約に定める場合を除き、第4条に定めるリース期間の途中での解除又は解約が出来ないものとします。

第2条(自動車の引渡し)

甲は、自ら又は甲の指定する者を介して、乙に自動車を引渡します。

- 乙は、自動車の引渡しを受けた後、直ちにこれを点検し、自動車の瑕疵がないことを確認の上、自動車借受証を甲に交付します。乙が甲に対してこの自動車借受証を交付したことをもって、甲から乙への自動車の引渡しが完了したものとします。
- 自動車の瑕疵があった場合、乙はその旨を記載した自動車借受証を甲に交付します。この瑕疵の取扱いについては、第12条の通りとします。
- 天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、ストライキその他の争議行為、輸送機関の事故、登録の遅延、表記(6)記載の供給者(以下、供給者という。)の引渡しが遅延、その他甲の責に帰し得ない事由による自動車の引渡し遅延又は引渡し不能の場合、甲は責を負わないものとします。
- 乙が正当な理由なく自動車の引渡しを拒み又は乙の責に帰すべき事由により甲が自動車を引渡すことが出来ない場合は、甲は、何らかの催告なしに通知のみで、この契約を解除することが出来るものとし、この場合、第22条第3項又は第4項を準用します。

第3条(自動車の使用・保管)

乙は、前条による自動車の引渡しを受けたときから、善良な管理者の注意をもって、自動車の登録の際に申請した使用の本拠の位置及び保管場所にて使用・保管するものとし、使用・保管に際しては、法令の定め、官公庁の規則並びに自動車製造会社の定める取扱説明書及びメンテナンスノート(整備手帳)の指示を遵守するものとします。

- 乙は、自動車が常時正常な使用状態及び十分な機能状態を保つよう、保守、点検、整備を行うものとし、自動車が損傷を受けたときは、その原因のいかんを問わず修繕・修復を行い、その費用については、全て乙の負担(リース料に含まれるものを除く。)とします。

第4条(リース期間)

リース期間は、表記(2)記載の日より開始し、同項記載の日に満了するものとします。

- 乙の都合により、法令に定める自動車の継続検査を早期に行った場合でも、甲は第1項のリース期間内に通常行うべき継続検査回数を超えて継続検査を行いません。これにより自動車検査証の有効期間がリース期間満了前に満了したときは、リース契約は当該有効期間満了日をもって終了します。なお、この場合も乙は、リース契約終了後に支払期日の到来する各回リース料を従前の約定に従って甲に支払います。

第5条(リース料及び支払方法)

リース料は、表記(3)記載の通りとし、リース料に含まれる費用等は表記(11)記載の通りとします。

- 乙は、消費税法の税率に基づく消費税及び地方消費税相当額(以下、消費税額等という。)をリース料に付加して甲に支払うものとします。
- リース料の支払方法及び支払日は、それぞれ表記(5)記載の通りとします。
- 乙は、リース期間中、理由のいかんを問わず、甲に対するリース料その他この契約に基づく債務の減免、又は弁済の猶予を受けることは出来ないものとします。

第6条 (前払リース料)

乙は、表記(4)記載の前払リース料を、本契約履行の保証として車両の引渡日に現金にて甲に支払います。

- 前払リース料は無利息とし、表記記載の前払リース料額を最終回から遡って、その支払期日が到来する都度、自動的にそのリース料に充当されるものとします。
- 乙又は乙の連帯保証人が第21条各号の一に該当した場合、甲は、前項の規定に拘らず、前払リース料をもって任意にリース料その他乙に対する債権の全部又は一部に充当することができます。
- 乙は、前払リース料の支払をもって、第2項及び前項に定めるほか甲に対する一切の支払義務を免れることはできません。

第7条(自動車の登録等)

- 乙は、甲が運輸支局、自動車検査登録情報協会もしくは全国軽自動車協会連合会等から自動車の検査登録情報の提供を受け、自動車の管理を目的として利用・活用することについて、異議がないことをあらかじめ確認します。
- 甲において、商号変更、住所変更、または合併・会社分割・事業譲渡等に基づく自動車の所有権移転等が生じ、道路運送車両法に基づく変更登録・移転登録・検査証記入申請を行う必要が生じた場合には、甲がこの変更登録・移転登録・検査証記入申請を行うことを乙はあらかじめ承諾すると共に、乙を代理して自動車検査証等の記載事項の変更手続きを行うことをあらかじめ承諾します。又、これらの手続に関連して乙にて対応する事項がある場合には、これに協力するものとします。

第8条(禁止行為等)

乙は、この契約に基づき甲に対して負担する債務と、甲又はその承継人に対して有する債権とを相殺出来ないものとします。

- 乙は、自動車を第三者に譲渡、転貸、担保に差入れたり、その他甲の所有権を侵害するような行為をしないものとします。
- 乙は、甲の事前の書面による承諾を得なければ、次の行為を出来ないものとします。
 - 自動車に特別仕様部品、機器類を脱着する等、自動車の原状を変更すること。
 - 自動車検査証等の記載を変更し、もしくは自動車の用途、使用の本拠の位置、保管場所等を変更すること。
- 乙は、日本国内でのみ自動車を使用するものとし、日本国外に自動車を持出すことは出来ないものとします。
- 甲が書面により乙の所有権を認めた場合を除き、自動車に装着又は貼付した他の物品の所有権は、全て無償で甲に帰属するものとします。
- 甲がこの契約に定める甲の権利を保全するため必要な措置をとったときは、乙は甲の支払った全ての費用(口座振替再振替料、催告費用、自動車引取費用、訴訟及び保全費用及びその弁護士費用並びに処分可能となるまでの保管費用等)を負担するものとします。

第9条(自動車の点検等)

甲又は甲の指定する者から自動車の使用、保管状況を点検・検査するため、保管場所への立ち入り又は説明、資料の提供等の申入れがあったときは、乙は異議なくこれに応じます。

- 甲から自動車に甲の所有を明示する表示、標識等を設置するよう申入れがあったときは、乙は異議なくこれに応じます。

第10条(通知・報告事項)

乙は、次の各号の事由が発生したときは、直ちに書面によりこれを甲に通知するものとします。

- 自動車の使用・保管に起因して人的又は物的損害が生じたとき。
 - 詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったとき。
- 乙及び連帯保証人は、乙又は連帯保証人について次の各号の一つにでも該当するときは、その旨を直ちに書面により甲に通知するものとします。
 - 住所、代表者、氏名、商号の変更、又は経営に重要な変更があったとき。
 - 第21条第2号から第10号までの事実が発生し、又はそのおそれがあるとき。
- 乙は、甲から申し入れがあったときは、乙の事業の状況を説明し、毎決算期の計算書類その他甲の指定する関係書類を甲に提供します。

第11条(自動車保険)

この契約に関する自動車保険の取扱いについては次の各号の通りとします。

- 甲又は乙は、負担すべき損害を補填するため、リース期間を充足する保険契約を締結し、リース期間中これを継続するものとします。
 - 前号で締結する自動車保険のうち、車両保険については、甲を被保険者とするものとします。
 - 甲は、リース料に自動車保険料が含まれている場合は、表記(12)記載の保険契約を締結し、リース期間中これを継続するものとします。
 - 乙は、リース料に自動車保険料が含まれていない場合は、自らの責任において保険契約を締結するものとし、当該保険契約の締結について甲は何ら責任を負わないものとします。又、乙は甲の求めがあった場合は保険証券の写しを直ちに甲に提出するものとします。
 - 第3号及び第4号の保険契約により補填されない損害については、第17条の定めに基づき一切乙が負担するものとします。
 - 第3号及び第4号の保険契約に免責額が定められている場合は、その免責額についての負担は、乙が負うものとします。
 - リース料に自動車保険料が含まれている場合にあって、甲が乙の申し出を受け、保険会社の変更、又は自動車保険の契約内容の変更手続を行った場合、それに伴い、リース契約締結時点での自動車保険料と変更後の自動車保険料との間に差額が生じた場合は、甲は、その差額分相当額を乙に請求出来るものとします。乙は甲から請求があり次第その差額分相当額を支払うものとします。
- 保険契約自体に関する取決めは、保険会社の約款・取扱規定に従うものとします。

第12条(自動車の瑕疵)

自動車の規格、仕様、品質、性能等に隠れた瑕疵があった場合、並びに自動車の選択、決定に際して乙に錯誤があった場合においても、甲は一切の責を負わないものとします。

- 引渡し後、自動車に瑕疵が発見されたときは、乙は供給者に対して修理、整備等の履行を請求するものとし、その範囲、条件については自動車の保証書の定めに従うものとします。
- 乙は、前項に基づいて供給者に対し修理、整備等の履行を請求する場合においても、リース料その他この契約に基づく債務の減免、又は弁済の猶予を受けることは出来ないものとします。

第13条(メンテナンス・サービス)

リース料にメンテナンス・サービス料が含まれる場合は、乙は、リース期間中、甲の定める表記(14)記載のメンテナンス・サービス工場(以下メンテナンス工場という。)で、表記(13)記載のメンテナンス・サービスを受けるものとします。

- 乙は、前項のメンテナンス・サービスを受けるときは、メンテナンス工場に事前に連絡しメンテナンス・サービスを受ける場所及び日時等につきメンテナンス工場と協議の上決定するものとします。
- 乙がやむを得ず他の整備工場で整備・修理を受ける場合には、事前に甲の了解を得てこれを行うものとします。
- 乙は、第1項のメンテナンス・サービスを受けない場合でも、リース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることは出来ず、甲に対してメンテナンス・サービス料の償還を請求することは出来ないものとします。
- 乙は、メンテナンス工場が自動車の継続検査等の手続きを代行する時に、放置違反金滞納の有無を確認するために、社団法人日本自動車整備振興会連合会のホームページを利用したインターネット照会を行う事にあらかじめ同意します。又、インターネット照会の結果、メンテナンス工場が各都道府県警察に対してのファックスによる照会を要する場合は、乙は所定の同意書に自署又は押印するものとします。
- 放置違反金の滞納等に起因して自動車の継続検査が遅延又は不能となっても甲は一切の責任を負いません。尚、放置違反金の滞納等に起因して「保安基準適合証」の有効期限が切れた場合、「保安基準適合証」の再取得にかかわる一切の費用は乙が負担するものとします。
- 次の整備・修理の費用は乙の負担とします。
 - 乙の、故意又は過失に起因する修理の費用。尚、乙が定められたメンテナンス・サービスの全部又は一部を受けなかったことにより自動車に不具合が生じた場合の修理の費用を含むものとします。
 - 第11条による保険金で補填されない修理(保険対象外及び保険金超過)の費用。
 - 乙が、第3項の定めに対し甲又はメンテナンス工場の了解を得ず、他の整備工場等で独自に行った整備・修理の費用。
 - 表記(13)記載のメンテナンス・サービス項目以外の項目について行った整備・修理の費用。

第14条(契約月間走行距離)

自動車の月間走行距離は、表記(9)記載の契約月間走行距離を基準とします。

- 甲は、リース期間の満了により返還された自動車の実走行距離を確認し、契約月間走行距離を超過する場合は、表記(10)記載の超過走行距離単価に超過走行距離を乗じた額を、乙に対して請求することが出来るものとします。

第15条(代車)

甲は、表記(13)記載のメンテナンス・サービスに代車を含む場合に限り、甲の選定する代車を乙に貸与します。

但し、代車に付保されている保険金額等はリースを受けた自動車と異なる事があるものとし、乙は、これについてあらかじめ承諾します。

- 乙は、代車の使用・保管に当っては、この契約に定める条項に従ってリースを受けた自動車と同等の管理を行うものとします。
- 乙は、代車の貸与中に、当該代車に関し道路交通法に定める違反駐車をしたときは、自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、違法駐車に伴うレッカー移動、保管等の諸費用を負担するものとします。甲が警察等から代車の放置駐車違反の連絡を受け、その旨を乙に通知した場合も同様とします。
- 乙は、代車が警察より移動された場合には、甲の判断により、甲又は甲の委託により代車を提供した者が代車を警察から引き取る場合があることに異議なく承諾します。
- 乙が代車貸与中に違法駐車をしたことにより、甲又は甲の委託により代車を提供した者が道路交通法第51条の4第4項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合等又は代車の引取りに要した費用等を負担した場合

には、乙は甲に対して放置違反金相当額及び甲が負担した費用について賠償する責任を負うものとします。この場合、乙は、甲に対して、直ちにこれらの金額を支払うものとします。

第 16 条(事故処理)

事故発生の際には、道路交通法第 72 条に基づき、乙は自らもしくは自動車の運転者をして、直ちに事故現場における危険防止措置、並びに負傷者の救護措置を講じると共に、最寄りの警察署に届け出るものとします。

- 乙は、直ちに事故の発生及びその内容を甲に書面で報告すると共に、事故処理にあたるものとします。尚、第 11 条第 1 項第 4 号に該当する場合は、乙は当該保険会社に対しても事故の発生、及びその内容を報告するものとします。

第 17 条(損害賠償)

次の各号に定める損害が生じたときは、乙は、これを引き受けて賠償するものとし、甲がこれを賠償したときは、乙は、甲の請求があり次第、直ちにその賠償額及び問題解決に要した費用（弁護士費用を含む。）を甲に支払うものとします。

①乙による自動車の使用・保管に起因して人的又は物的損害（盗難にあった自動車により引き起こされた事故による人的又は物的損害を含む。）が発生した場合。

②乙がこの契約に違反したため、甲に損害（甲が第三者から損害賠償請求を受けた場合の当該第三者の損害を含む。）が発生した場合。

第 18 条(自動車の減失・毀損)

第 2 条第 1 項に定める自動車の引渡しから、その返還までに盗難、火災、風水害、地震その他の甲乙いずれの責任にも帰さない事由によって生じた自動車の減失・毀損その他の一切の危険は全て乙が負担するものとします。

- 詐欺、盗難その他の事由により、自動車の占有を失ったときは、乙は、盗難届又は紛失届を速やかに所轄の警察署に提出するものします。
- 自動車が盗難に遭い、もしくは減失（所有権の侵害を含む。）し、又は毀損、損傷して修理が不能となったときには、甲は、乙に通知して、この契約を終了させることが出来ます。この場合は、乙は、甲に対して、残リース料全額とリース期間満了時の設定残存価格、及び自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金の合計からリース料に含まれる費用のうち未発生の費用合計を差し引いた額を中途解約金として直ちに甲に支払うものとします。
- 第 1 項に定める事由により発生した費用は乙が負担するものとします。甲が当該費用の支払いを行った場合は、乙は甲の請求があり次第、直ちに甲に支払うものとします。
- 甲が保険会社から支払いを受ける自動車に生じた損傷にかかわる保険金は、自動車の所有者である甲に帰属します。第 3 項の場合で、甲が保険会社から自動車に生じた損傷にかかわる保険金の支払いを受けたときは、甲は、甲の受取金額を限度として、乙が支払うべき前二項の金額に充当します。
- 第 3 項の場合で、乙が、保険会社から自動車に生じた損傷にかかわる保険金の支払いを受けたときは、乙は、受領した金額を直ちに甲に返還し、甲は甲の受取金額を限度として、乙が支払うべき第 3 項もしくは第 4 項の金額に充当します。
- 前二項の保険金の支払いを受けた際に、自動車の残存物の所有権が甲に帰属する場合は、甲は、当該残存物の価格相当額を、乙が支払うべき第 3 項もしくは第 4 項の金額に充当します。

第 19 条(権利の移転等)

- 甲は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、又は譲渡することが出来ます。
- 甲は、自動車の所有権をこの契約に基づく甲の地位とともに第三者に担保に入れ、又は譲渡することが出来るものとし、乙は、これについてあらかじめ承諾します。
- 甲は、この契約による権利を守り、回復するため又は第三者より異議苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、自動車の移送費用、保管費用、弁護士費用等を乙に請求出来るものとし、乙は甲の請求があり次第直ちにこれを支払います。

第 20 条(費用の変動及び追加)

乙は、次の各号の事由によりリース料に含まれる費用の増加及び追加が生じた場合は、その増加もしくは追加した費用を負担するものとします。支払方法については、甲の定めによるものとします。

- 公租公課及び自動車損害賠償責任保険料の変更に伴い生じた場合。
- 法令により費用等が生じた場合。
- 乙の申し出による自動車の仕様変更等に伴う整備、部品取付、交換等により生じた場合。

第 21 条(期限の利益喪失)

乙について、次の各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、乙は、甲からの何らの通知、催告なしに、この契約に基づく期限の利益を失うものとし、直ちに甲に対し、残リース料金額を支払い、自動車を返還します。

- リース料の支払いを 1 回でも怠ったとき。
- 支差いを停止したとき、又は手形、小切手を不渡りにしたとき。
- 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受けたとき。
- 特別清算、破産、民事再生、会社更生手続きの申立てを受け、又はこれらの申立てをし、あるいは、負債整理のため特定調停の申立てもしくは私的整理（任意整理）に入ったとき。
- 公租公課を滞納し、もしくは滞納処分を受け、又は滞納処分を受けべき事由が生じたとき。
- 営業の廃止、解散の決議をし、又は官公庁から営業停止、その他業務継続不能の処分を受けたとき。
- 後見開始もしくは補佐開始の審判を受けたとき、又は逃亡、失踪もしくは刑事上の訴追を受けたとき。
- 死亡したとき。
- 経営が相当悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- 自動車について必要な保存行為をしないとき。
- この契約以外の甲に対する金銭債務の支払いを 1 回でも怠ったとき。
- この契約の条項又は甲との間のその他の契約条項の一つにでも違反したとき。
- 連帯保証人が前各号の一つにでも該当した場合において、甲が相当と認める保証人を追加提供しなかったとき。

第 22 条(契約の解除)

- 甲は、乙が前条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに通知のみで、この契約を解除することが出来ます。
- 甲は、乙の連帯保証人に前条各号の一つにでも該当する事由が生じた場合、催告をして、この契約を解除することが出来ます。
- 第 1 項もしくは第 2 項により、この契約がリース期間開始前に解除されたときは、乙は、リース料に含まれる費用、自動車の処分損等、甲が被った損害を賠償するものとします。
- 第 1 項もしくは第 2 項により、この契約がリース期間開始後に解除されたときは、乙は、甲に対して、残リース料全額並びにリース期間満了時の設定残存価額を加えた額を、規定損害金として直ちに現金で一括して支払います。又、自動車が永久抹消登録（解体）となる場合は、自動車リサイクル法に基づく自動車リサイクル料相当額を併せて支払うものとします。

第 23 条(自動車の返還)

- この契約が、リース期間の満了、第 21 条による期限の利益喪失もしくは第 22 条の解除により終了したとき、又は乙が自動車の使用権原を失ったときは、乙は、自動車の通常損耗と第 8 条第 3 項によって、甲が承諾したものを除き、自動車を原状に修復したうえ、甲の指定する場所で返還するものとします。
- 前項の規定にかかわらず、表記(7)に「オープンエンド」と記載された場合において、この契約がリース期間満了により終了した場合に限り、又は自動車を現状(但し、第 8 条第 5 項により、乙の所有権を認めたもの及び第三者が所有権を有するものについては原状に修復します。)にて甲の指定した場所で返還することとします。
- 自動車の返還が遅れた場合に、乙は返還完了まで、遅延日数に応じリース料相当額の損害金を甲に支払うほか、この契約諸条項に従うものとします。
- 乙が自動車の返還を遅延した場合においては、甲又は甲の指定する者は、乙に通知、催告を要することなく、車の所在場所に立ち入り、車の占有を回復してこれを搬出することができるものとし、乙は、これを妨害したり、拒むことは出来ないものとします。
- 乙は自動車を返還する場合、当該自動車に付随する自動車検査証等及び自動車損害賠償責任保険証明書を同時に返還するものとします。

第 24 条(解除又は満了時の精算)

- 第 22 条の規定により、この契約が解除され、乙が甲に対して自動車を返還した場合には、甲は自動車を処分することとします。この場合には、甲が自動車を処分した時点において、処分価額から甲が処分の為に要した費用を控除した額と第 22 条第 4 項に基づいて乙が甲に現実を支払った金額の合計額が同項において乙が負担する金額を超過したときは、甲は、乙に対し、同項において乙が負担する金額を上限として、その超過額を返還するものとします。
- 乙が第 23 条第 1 項に違反し、自動車を原状に修復することを怠った場合は、乙は甲に対し、甲よりなされた修復費用、又は甲による自動車の修復見積額を直ちに支払います。又、第 14 条第 2 項に基づく超過走行料金があるときは、あわせて甲に支払います。
- 表記(7)に「オープンエンド」に記載された場合において、この契約がリース期間の満了により終了し、かつ、乙が甲に対して自動車を返還した場合には、甲は、速やかに自動車を相当価格で処分することとし、この処分価格から甲が処分のために要した費用を控除した残額が表記(7)記載の設定残存価格を下回った場合には、その差額(但し消費税額等を含む)を乙が甲に、上回った場合には、その差額(但し消費税額等を含む)を甲が乙に、それぞれ遅滞なく支払います。この場合、第 14 条第 2 項に基づく超過走行料金の請求は、行わないものとします。

第 25 条(自動車の預り)

乙が第 21 条各号の一つにでも該当した場合、又は連帯保証人が第 21 条各号の一つにでも該当し甲の請求があった場合には、乙は直ちに自動車を一時甲又は甲の指定する者に引渡すものとします。

第 26 条(再リース)

- 乙は、リースが期間満了の 120 日前までに、甲に書面で申入れ、甲の承諾によりこの契約を更新することが出来るものとします。
- 契約更新後のリース料、リース期間、支払方法、その他の条件については、甲・乙協議のうえ、これを書面にて定めるものとします。

第 27 条(遅延利息)

- 乙は、この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、又は甲が乙のために立替払いした費用の償還を怠ったときには、支払うべき金額に対し、支払期日、又は立替払日も翌日からその完済にいたるまで、年 14.6%の割合(1 年を 365 日とする日割計算)による遅延利息を甲に支払うものとします。
- 第 19 条第 3 項においても同様とします。

第 28 条(連帯保証人)

- 連帯保証人は、この契約に基づく乙の甲に対する一切の債務を保証し、乙と連帯して債務履行の責を負うものとします。
- 連帯保証人がこの契約による債務の一部を弁済し、代位によって甲から権利を取得した場合でも、甲の書面による事前の承諾を得ない限り、代位権を行使出来ないものとします。
- 連帯保証人は、甲がその都合によって他の保証、又は担保を変更、解除しても免責の主張及び損害賠償の請求をしないものとします。

第 29 条(確約事項)

- 乙及び連帯保証人は、この契約の締結日において、乙及び連帯保証人(これらの役員及び従業員を含む。以下、本状において同じ。)が暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、それらの関係者、その他、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人(以下、反社会的勢力という。)ではないことを誓約し、かつ、この契約の存続期間中、反社会的勢力に属さないことを確約します。
- 乙及び連帯保証人は、甲に対し、自ら又は第三者を利用して、次の各号に該当する事項を行わないことを確約します。
 - 詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞の使用等。
 - 事実に対し、自らが反社会的勢力である旨を伝え、又は、関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝える等。
 - 甲の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為等。
 - 甲の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある行為等。

第 30 条(特約事項)

表記(15)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用され、この契約と異なる合意はここに記載するか、別に書面で甲・乙が合意しなければ効力はないものとします。

第 31 条(合意管轄裁判所)

甲、乙及び連帯保証人は、この契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

第 32 条(通知の効力)

- 甲において、乙又は連帯保証人に対する通知をする必要が生じたときは、書面による変更の通知のない限り、この契約書の住所欄、氏名欄の記載に従って通知します。
- 乙又は連帯保証人が、前項の書面による通知を怠ったため、甲からなされたこの契約に関する通知が延着又は到着しなかった場合は、その通知が通常到着すべき時に、到達したものとします。
- 乙又は連帯保証人が不在のため、甲からなされたこの契約に関する通知が、郵便局に留置された場合は、その留置期間満了時に、乙又は連帯保証人にその通知が到達したものとみなします。

第 33 条(公正証書)

乙及び連帯保証人は、甲から請求があったときは、この契約に基づいて強制執行認諾条項を付した公正証書を作成するものとし、その費用は、乙の負担とします。

個人情報保護約款

第1条(個人情報の収集・保有・利用)

乙及び連帯保証人(以下、借受人等という。)は、この契約を含む甲との取引の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して個人情報という。)を甲が保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

- ①借受人等がこの契約の申込書又は変更届出書に記載した氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、職業、勤務先、家族構成、住居状況
 - ②この契約に関する申込日、契約番号、契約日、自動車名、表記(1)ないし(15)記載の事項
 - ③この契約に関する支払開始後の残リース料、残リース期間、月々の支払状況
 - ④この契約に関する借受人等の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、借受人等が申告した借受人等の資産、負債、収入、支出及び甲が収集したリース等の利用履歴及び過去の債務の返済状況
 - ⑤甲が調査又は法令等の定めに従って収集した借受人等に関する情報
2. 借受人等は、甲が甲の業務(コンピュータ事務、代金決済事務、メンテナンス・サービスの提供、顧客からの問い合わせ対応、債権管理、債権回収業務等の一切の事務)を第三者に業務委託する場合に、甲が個人情報の保護措置を講じた上で、前項により収集した個人情報を当該業務委託先に預託することに同意します。
3. 乙は、この契約に自動車保険を含む場合、自動車保険契約締結及び保険金請求手続等に必要範囲で、甲が表記(12)記載の保険会社及び代理店に第1項第1号及び第2号の個人情報を提供することに同意します。尚、乙の従業員等の個人情報の提供が必要な場合は、乙が乙の責において、当該従業員等から個人情報の提供に係る同意を取得します。

第2条(個人情報の利用)

借受人等は、甲が前条に定める取引の与信判断及び与信後の管理の目的以外に、次の各号の目的のために前条の個人情報を利用することに同意します。

- ①甲の自動車リース事業における新商品情報のお知らせ及び関連するアフターサービス
- ②甲の自動車リース事業における市場調査・商品開発
- ③甲の自動車リース事業における宣伝物・印刷物の送付等の営業案内

第3条(信用情報機関への登録・利用)

1. 借受人等は、甲が加盟する信用情報機関(個人の支払能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者)及び当該機関と提携する信用情報機関に照会し、借受人等の個人情報が登録されている場合には、借受人等の支払能力の調査の目的に限りそれを利用することに同意します。
2. 借受人等は、借受人等のこの契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、甲の加盟する信用情報機関に下記に定める期間登録され、甲が加盟する信用情報機関及び当該機関と提携する信用情報機関の加盟会員により、借受人等の支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

記

登録情報	登録期間
①この契約に係る申込をした事実	甲が信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内
②この契約に係る客観的な取引事実	契約継続中及び契約終了後5年以内(ただし、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実)
③債務の支払を遅延した事実	契約継続中及び契約終了後5年以内

3. 甲が加盟する信用情報信用機関の名称、住所、問合せ電話番号は下記の通りです。又、この契約期間中に甲が新たに信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途書面により通知し、同意を得るものとします。

記

名称：株式会社日本信用情報機構

電話番号：0570-055-955 ホームページアドレス：<http://www.jicc.co.jp/>

4. 前項に記載された信用情報信用機関が提携する信用情報信用機関は下記の通りです。

名称：全国銀行個人信用情報センター

電話番号：03-3214-5020 ホームページアドレス：<http://www.zenginkyo.or.jp/pcic/>

名称：株式会社シー・アイ・シー

電話番号：0120-810-414 ホームページアドレス：<http://www.cic.co.jp/>

5. 第3項に記載された信用情報機関に登録される情報は、本契約に基づく法人貸付情報及び保証人に係る個人情報(法人を特定するための情報(法人名、代表者名、所在地、電話番号等)、保証人に係る本人を特定するための情報(氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等)、契約内容に関する情報(契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額等)、返済状況に関する情報(入金日、入金予定日、残高金額、完済日、延滞、延滞解消等)、及び取引事実に関する情報(債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等))

第4条(法令等に基づく個人情報の提供)

借受人等は、甲が各種法令の規定により提出を求められた場合又はそれに準ずる公共の利益のため必要であると甲が判断した場合、第1条により収集した個人情報を公的機関等に提供することに同意します。

第5条(個人情報の開示・訂正・削除)

1. 借受人等は、次の各号に定める通り、甲並びに第3条に記載する信用情報機関に対し、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより、自己に関する個人情報を開示するよう請求することが出来ます。
 - ①甲に開示を求める場合には、第8条記載の窓口にご連絡ください。開示請求手続(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。
 - ②信用情報機関に開示を求める場合には、第3条記載の信用情報機関にご連絡ください。
2. 万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、甲は、速やかに訂正又は削除に応じます。

第6条(同意条項に不同意の場合)

甲は、借受人等がこの契約に必要な記載事項(この契約書で借受人等が記載すべき事項)の記載を希望しない場合及び第1条以下に定める同意条項の内容の全部又は一部を承認出来ない場合には、この契約をお断りすることがあります。但し、第2条に同意しない場合には、これを理由に甲がこの契約をお断りすることはありません。

第7条(利用・提供中止の申出)

第2条による同意を得た範囲内で甲が当該情報を利用、提供している場合であっても、借受人等から中止の申出があった場合は、甲は、それ以降の甲での利用もしくは他社への提供を中止する措置をとります。但し、請求書等の営業事務に関する書類及びこれに同封する会社の営業活動等に関する宣伝物の送付並びに第4条に基づく提供については、中止の申出は出来ないものとします。

第8条(個人情報の取扱いに係る問合せの窓口)

借受人等は、個人情報の開示・訂正・削除についての借受人等の個人情報に関する問合せや利用・提供中止、その他の意見の申出に関し、下記の甲の窓口にお問い合わせのものとします。

記

名称：株式会社ライムオートリース

住所：〒530-0005 大阪市北区中之島3-3-3 中之島三井ビルディング 電話番号：06-6131-8705

第9条(契約が不成立の場合)

甲は、この契約が不成立の場合であっても申込みをした事実を、第1条及び第3条第2項の規定に基づき、この契約が不成立の事由の如何を問わず一定期間利用することができますが、それ以外の目的で利用することは出来ません。

第10条(特約条項の優先)

この契約において、他の契約条項とこの別紙第1条ないし第9条の各条項(以下「別紙契約条項」といいます)が矛盾もしくは抵触するときは、別紙契約条項が優先します。